

## 令和3年度第1回公立大学法人静岡社会健康医学大学院大学経営審議会 議事録

1 日時 令和3年4月1日（木）10時30分～11時15分

2 場所 静岡社会健康医学大学院大学 2階 講義室2

### 3 出席者数

#### (1) 委員

宮地議長（理事長兼学長）、秋山委員、大須賀委員、鬼頭委員、恒友委員、橋本委員、伊藤委員（副理事長）、中山委員（副理事長）、山本委員（理事）、芦川委員（理事）、窪田委員（事務局長）

#### (2) 事務局

宮田事務局次長、前川教務課長ほか

### 4 説明事項

#### (1) 経営審議会の概要、経営審議会規則

事務局から、経営審議会の概要、経営審議会規則について説明があった。経営審議会の審議事項、構成、運営方法などが説明された。

#### (2) 役員、審議会委員紹介

事務局から、公立大学法人の役員等、審議会委員について説明があった。

#### (3) 法人・大学の概要

事務局から、公立大学法人及び大学の組織について説明があった。

#### (4) 定款

事務局から、設立団体である静岡県が作成した、法人の基本的な要件を定めた定款について説明があった。

#### (5) 中期目標

事務局から、設立団体である静岡県が策定した、法人が達成すべき業務運営に関する目標である中期目標について説明があった。

### 5 審議事項

## **議題1 中期計画（案）**

事務局から、中期計画（案）について説明があった。知事から法人へ指示された中期目標を受け、目標達成のための具体的な取組として法人が策定するものであり、知事へ認可申請することが説明された。

委員からは、活動目標として入学定員充足率を100%（期間平均）としているが、達成したとしても、設立団体の静岡県による評価の際に、通常の評価（A～CでいうとBなど）となってしまうため、取組状況をはっきりと主張していくことが重要であること、また、定員10人のところ令和3年度の入学者は19人となっており、目標達成の上ではよいことではあるが、認証評価の際は問題とされる可能性があることから、状況を注視していくべきとの意見があった。

## **議題2 令和3年度年度計画（案）**

事務局から、令和3年度年度計画（案）について説明があった。中期計画に基づき、事業年度ごとの業務運営の計画として法人が定めるものであり、県へ届け出ることが説明された。

## **議題3 業務方法書（案）**

事務局から、業務方法書（案）について説明があった。地方独立行政法人法に基づき、法人の具体的な業務の方法の要領を記載した書類であることが説明された。

## **議題4 料金の上限（案）**

事務局から、料金の上限（案）について説明があった。入学料や授業料などの料金の上限について、地方独立行政法人法に基づき、知事に対し申請するものであり、金額については、静岡県立大学及び静岡文化芸術大学と同額に設定していることが説明された。

## **議題5 役員報酬等の支給基準（案）**

事務局から、役員報酬等の支給基準（案）について説明があった。静岡県が設立団体となっている他の2つの公立大学法人役員の報酬額を基本とし、医師等の資格を有する法人役員の報酬等については、県の医療職等に準じた金額とすることが説明された。

## **議題6 学則、会計規程等経営に係る重要規程（案）**

事務局から、学則、会計規程等経営に係る重要規程（案）について説明があった。静岡県立大学及び静岡文化芸術大学を参考に、必要な規則等を策定することが説明された。

## **議題7 令和3年度当初予算（案）**

事務局から、令和3年度当初予算（案）について説明があった。大学運営費、施設費、外部資金事業費など、総額11億375万円となることが説明された。

全体を通じての意見等として、委員から、紙資料の削減に向け、今後審議会資料のデジタル化を検討していくべきとの意見があった。

審議の結果、全ての議題について、原案どおり承認された。

## **5 報告事項**

事務局から、経営審議会の開催スケジュールについて説明があった。令和3年度は原則的に、8月、11月、3月の第1木曜日を中心に開催を予定していることが説明された。

以上